

## プライバシーポリシーに関する論点

## 1. 構成

○官民連携データプラットフォーム（以下：「DPF」という）のプライバシーポリシーは、DPFにおいて取り扱われるパーソナルデータ<sup>1</sup>の範囲を規定し、パーソナルデータの利用目的等を定める。DPF運営組織、データ提供者、データ利用者はこれに則ってパーソナルデータを取り扱うこととし、本ポリシーは、利用規約等と一体で解釈されるものとする。

○作成の前提として、①東京都個人情報の保護に関する条例<sup>2</sup>、②令和2年6月に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の2点に注意して作成する。

① 東京都個人情報の保護に関する条例としては、「第28条 東京都が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく東京都の施策に留意しつつ、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」に基づき、東京都が出資等を行う法人の責務としてDPF運営組織も出資等法人に該当することが想定されることから東京都の条例に注意を払う努力義務がある。また、DPFに影響を受けそうな条例規定としては3つ、「本人による開示請求」「収集制限」「オプトアウト<sup>3</sup>の是非」が考えられる。特に、「オプトアウトの是非」については、条例にオプトアウトの定めがないことをどう考え

<sup>1</sup> 後述のとおり、ポリシーの対象を「パーソナルデータ」とするかどうかそれ自体も論点の一つである。

<sup>2</sup> [https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/1\\_jorei\\_kojin.pdf](https://www.johokokai.metro.tokyo.lg.jp/kojinjoho/gaiyo/documents/1_jorei_kojin.pdf)

<sup>3</sup> あらかじめ本人に対して個人データを第三者提供することについて通知または認識し得る状態にしておき、本人がこれに反対をしない限り、同意したものとみなし、第三者提供をすることを認めることを、「オプトアウト」という。現行の個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる①～⑤の事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、当該個人データを第三者に提供することができることとされている。（個人情報保護法23条2項）。

①第三者への提供を利用目的とすること。②第三者に提供される個人データの項目 ③第三者への提供の方法 ④本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。⑤本人の求めを受け付ける方法

るか、データプラットフォームの性質上、オプトアウトの活用は有力な選択肢となり得るか検討する必要がある。

- ② 令和2年6月に公布された「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」としては、法律レベルでは「公表事項の追加」として住所、代表者氏名、第三者提供時の記録の開示手続き等が新たに追加され、また、詳細については現在検討中であるが、令和2年10月時点で個人情報保護委員会が公表した資料による「個人情報の取り扱い体制や講じている措置の内容」、「保有個人データの処理方法」についても考慮しなければならない。また、改正によりオプトアウト制限が強化されることになるため、仮にオプトアウトに基づくデータ提供を行う場合には、オプトアウトで得た情報をオプトアウトで提供不可となる点に注意する必要があると考えられる。

○プライバシーポリシーの構成として、以下を想定している。<sup>4</sup>

- ✓ 定義 →論点①
- ✓ 収集 →論点②
- ✓ 利用目的 →論点③
- ✓ 第三者提供
- ✓ 委託
- ✓ その他同意以外のスキーム
- ✓ 安全管理措置
- ✓ 匿名加工情報・仮名加工情報
- ✓ 開示請求への対応 →論点④
- ✓ 問い合わせ先の明記

<sup>4</sup> なお、データ利用者の個人情報については、利用者として登録する際に基本的な情報の収集が想定される程度であり、固有の項目を設ける必要まではないと考えられるが「データ提供者向け」・「データ利用者向け」に分けての記載は不要と一旦判断しており、データ提供者及びデータ利用者双方に向けたポリシーとして記載している。

✓ 制定

## 2. 議論いただきたい論点

### 論点①対象の定義

●まず、対象とする情報は何かを定める必要があるが、想定されるものは、①個人情報保護法に規定する「個人情報」、②東京都個人情報の保護に関する条例に規定する「個人情報」、③その他プライバシー情報、である。都の目指す Society 5.0におけるデータ利活用による価値創出を念頭に置いた場合、単に個人情報だけでよいのか、パーソナルデータ全般を対象にすべきかといった点からも併せて、ご意見をいただきたい。

### 論点②データ収集・利用における透明性

●データの収集・利用に関して、データを集約して取り扱うプラットフォームとしての社会的責務における透明性についてどのように記載すべきか（参考：デジタルプラットフォーム透明化法<sup>5</sup>）。

### 論点③利用目的、更新の対応

●個人情報保護法 15 条により「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。」と定められている。今後の事業拡大を考慮すると、プライバシーポリシーの利用目的はどれくらいの粒度で記載すべきか。

●利用目的については不断の試行・新規設定・改廃が想定されるなかで、バスケット規定(付随目的)<sup>6</sup>の掲載の是非について、可能な場合の条件について留意すべき点があれば伺いたい。

<sup>5</sup> <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/dai3/siryoku1.pdf>

<sup>6</sup> 個別具体的に限定列挙していき、それだけでは規定しきれない場合や、弾力的に運用する余地を残す場合、幅広く対象にする場合などに包括的に規定すること。

#### 論点④開示等請求におけるシステムの対応

●上記論点①とも関連して、運営組織が開示等請求に応じる個人情報の種別については、①個人情報保護法に基づく保有個人データ、②東京都個人情報の保護に関する条例に基づく保有個人情報が想定される。

●令和2年個人情報保護法改正対応の是非について検討が必要。例えば、第三者提供時の記録の開示手続き等を考慮する必要があると想定される。法的に準拠することと併せて、DPFが技術的（システムの）に備えるべき要件があればセットで整理させていただきたい。

●情報銀行では、個人の情報コントロールを一定程度担保することが求められているが、このDPFでも同様の仕組みが必要と思われるか。